

酒 類 等 製 造 免 許 の 新 規 取 得 者 名 等 一 覧

令 和 7 年 8 月 29 日
仙 台 国 税 局

当局管内の山形県における、令和7年7月1日から令和7年7月31日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製 造 場 所 在 地	免許等 区分	品目	処理区分
山形	令和7年7月4日	令和7年3月21日	片寄 広朗 Agri Coeur	上山市三上字屋敷浦476番地1	酒類	果実酒	新規
米沢			該当なし				
鶴岡			該当なし				
酒田			該当なし				
新庄			該当なし				
寒河江			該当なし				
村山			該当なし				
長井			該当なし				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。